

地域の自立・活性化活動支援事業交付金



～地域の元気づくりに取り組んでみませんか～

町内で地域をより良くするために自ら積極的に取り組む自治会、住民団体、NPOなどを応援します。

■対象

- 対象者：(1) 町内に事務所等を置くコミュニティ
(2) 町内で自立・活性化に資する活動を行うコミュニティ（町民が当該コミュニティの主たる構成メンバーである場合に限る。）

※コミュニティとは、自治会及び自主的な意志によって構成する組織のこと

- 対象事業：地域の自立・活性化のために新たに取り組むソフト事業、もしくはこれまでの取り組みを更に拡充するソフト事業

※ハード事業費（備品及び設備費等）及び食糧費は、原則として支援対象外。

ただし、次の範囲で事業遂行のためやむを得ない場合についてはこの限りではない。

①ハード事業費：交付金額の2分の1以内

②食糧費：講師の昼食代等

※祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業は対象外。

※地域住民の交流行事等親睦を主たる目的とする事業は対象外。

■支援額

- 地域の自立・活性化のための事業：事業費の10/10以内（交付上限10万円）
- 1の事業のうちイベント開催・広域交流・景観形成等の活動：
事業費の1/2以内（交付上限30万円）

■支援期間

1コミュニティあたり3年間を限度

■選考方法

審査会を開催し、実施事業の採択を決定します。

■募集期間

※満額となった場合、その時点で募集は終了します

- ・ 1次募集：平成27年4月27日（月）～平成27年5月15日（金）
- ・ 2次募集：平成27年6月15日（月）～平成27年6月26日（金）
- ・ 3次募集：平成27年8月24日（月）～平成27年9月4日（金）

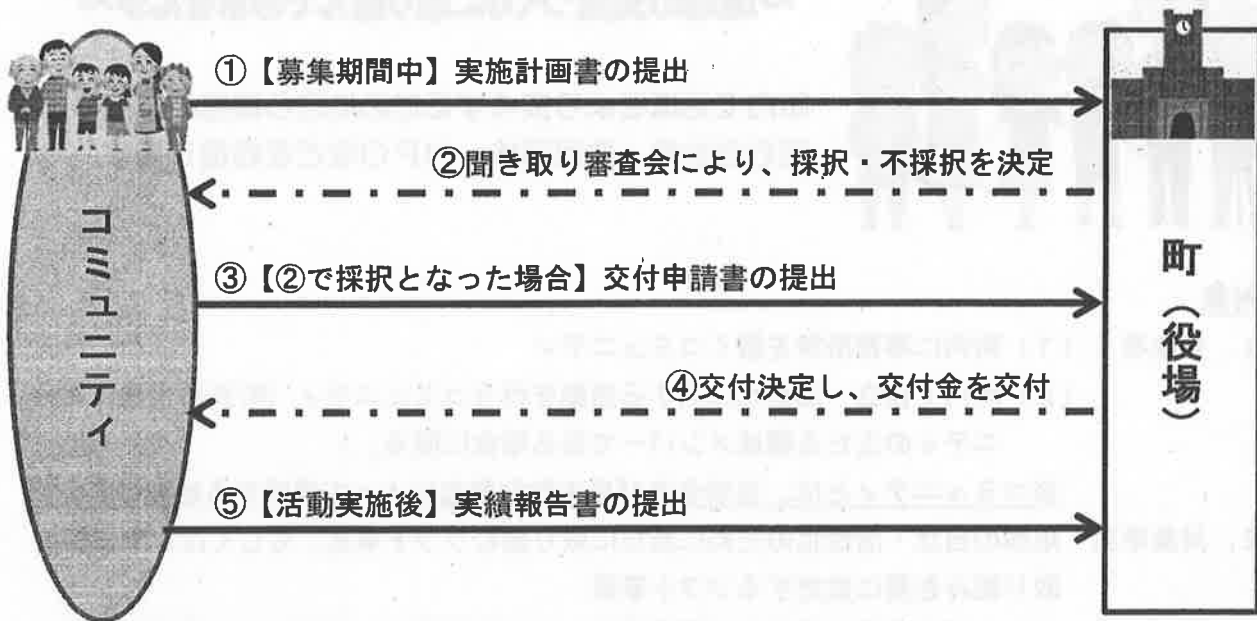
■申請・問い合わせ先

北栄町役場政策企画課（大栄庁舎2階）

電話：0858-37-5864 FAX：0858-37-5339

メール：kikaku@e-hokuei.net

■事業の流れ



■対象経費(例)

項目	内容
報償費	講師等の謝金
旅費	講師等の旅費
消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費
燃料費	イベント等のため使用した会場の暖房用燃料費等
印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
光熱水費	※領収書上区分が困難なものは対象外
通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費
使用料及び賃借料	会議やイベント等で使用した会場使用料等
備品購入費	※事業遂行のためやむを得ない場合のみ。交付金額の2分の1以内。
食糧費	※事業遂行のためやむを得ない場合のみ。講師の昼食代等

※交付決定前に実施したもので当該事業に必要不可欠な事業経費についても対象と認められる場合があります（既に完了した事業に要した経費は対象外）。

■評価要領

- ・審査会は、副町長（審査会会長）、総務課長、政策企画課長、生涯学習課長による聞き取り審査方式で行う。
- ・それぞれの審査員が、「①地域性」「②公共性」「③計画の実現性」「④新規性」「⑤交付金の有効性」の5項目について評価し、事業の採択・不採択を決定する。